



(「ザイトク」とは民族差別暴力を得意がる在特会など卑劣ファシストの総称。戸田の造語)

こいつは春から縁起がしいぜえ！2014年1/30発行

2010年戸田襲撃に参加
眼鏡を盗んで逮捕され
民事で賠償を出された

ザイトク宮井がついに戸田に支払った！

1/23書留で8万4658円(眼鏡代+金利)を送金！

★戸田の「苛烈な取り立て」作戦が大成功！

★次は2/14(金)3時~大阪高裁84号法廷での控訴審開始だ！

残りの慰謝料50万円の支払い判決をもぎ取るぞ！

【戸田から宮井への書面】

宮井 将 殿 2014年1月25日(土)

現金8万4658円を確かに受領しました。そして貴殿が求める「領収書」を同封しました。貴殿に対しては、控訴審においてこれ以上屁理屈や詭弁を弄して争う事をせずに、高裁審理の流れに静かに身を委ねる事を望みます。(中略)

父上などにこれ以上心配をかけることなく、他人に対して差別的で破壊的な憎悪心を燃やして刹那的な快感を求めるのではなく、普通に回りの人々と心を通わせて自他共栄の人生に歩みを向ける事を願います。

2010年4/7のあの夜、集団狂騒の中で浮かれた貴殿が当方への襲撃に加わり眼鏡窃盗をした事を褒め称えた「ザイトク仲間」達、貴殿が「愛国の同志」と思っていた者達は、ある意味「運悪く」逮捕起訴され、有罪、賠償提訴された貴殿に対して、どれほどの支援連帯をしてくれていますか？

「同じ狂騒を楽しんだ仲間としての責任」をどれほど感じて貴殿に接してくれていますか？ 小金を持っている者、カンパの金づるを握っている者だけがおいしい思いをして、或いは「人気者」になって、一方運悪く逮捕有罪になった低所得者は冷たく切り捨てられる、というのが貴殿らのザイトク世界の実状ではないですか？

ネットで誰も応援してくれず、リアル世界でも支援傍聴者極小で貴殿への支援論陣も無く、「部屋には差し押さえすべき有価物無し」という貴殿の生活状態がそれを示しているように、当方には思えます。

古今東西、「困難な時の友こそ真の友」という格言は真実であり、「真実の友」が得られない世界にいつまでも幻想を持って身をやつすべきではありません。

貴殿が控訴審で無用に争う事をせず、当方への慰謝料支払い判決が出た場合に素直にたかだかの金額を支払いさえすれば、貴殿と当方との争いは終結します。(中略)

貴殿が争うならば、当方は徹底苛烈に闘います。貴殿の賢明な考察と判断を期待します。

ザイトクへの「無慈悲で苛烈な取り立て闘争」=1/7自宅差押え急襲+連日の「催促ハガキ作戦」が功を奏したのだろう、1/25に宮井からの現金書留が届いた。

◆入っていた現金は8万4658円！

宮井からの文書が入っていて、

前略

判決に従い、下記の金額を郵送します。(中略)

84,623円+35円=84,658円

なお、受領後、領主書の発行をお願いします。

早々

平成26年1月23日

宮井 将

との事だった。

※眼鏡代：6万5300円+事件以降の金利(年5%)

戸田としては、「1月末になってやっと払う」か、もしかしたら「期限が過ぎても全然払わない」可能性も結構ある、と思っていたので、少し意外だった。

◆この「8万4658円」は、「賠償判決が出ても実際には取り立て出来ない」日本の司法実状に敢然と立ち向かった「苛烈で執拗で断固たる取り立て闘争」方針があったればこそその勝利だ。

昨今の高裁はただでさえ「初回法廷で即結審」で実質審議無し(書面審査のみ)で判決という流れであり、宮井裁判の場合も「1/27(月)控訴理由書提出期限」と「2/14(金)第1回法廷」が決まっていると言うことは、高裁の裁判官の心証では、

「控訴理由書を一応読んで、2/14法廷で即結審」

という事になっている、と思わないといけな。

・・・という決意で、

1/27(月)夕方に力作の「控訴理由書」を大阪高裁に出した！



大阪府門真(かどま)市議：戸田ひさよし 「革命21」党员議員(議会では「無所属」)

連帯ユニオン近畿地本顧問・連帯ユニオン議員ネット代表

事務所：大阪府門真市新橋町12-18 三松マンション207 TEL：06-6907-7727 FAX：06-6907-7730

アドレス：toda-jimu1@hige-toda.com HP：<http://www.hige-toda.com/>

【緊迫の1/7宮井宅急襲！その実況】

- 1：宮井宅は静まり返っている。「宮井●」の表札を戸田・執行官・立会人の3人で眺め回して、薄れている●の文字がなんという文字かをあれこれ言い合い、一応の結論に達する。執行官がチャイムを押すが反応無し。
やはり留守か、と皆が思ったその時に、老人男性が出てきた！
執行官が来訪要件を告げ、相手を確認すると、宮井将の父親である事をすぐに認めた。その名前は先ほど3人が同意した読み方だった。
- 2：執行官が「宮井将さんはいますか？」と問うと、父親と名乗った人は「ああ、いますよ」と回答。何と平日の午後2時に宮井将は在宅していた！
ずっとこの家に同居している事も判った！
- 3：執行官の求めに応じて父親が息子を玄関に呼んだ。
★そして宮井将が玄関に出てきた！！当初予測を上回る大成果だ！
- 4：出てきた宮井は裁判の時のバリッとしたワイシャツネクタイ、スーツ姿とは打って変わって、カウチポテト族みみたいな、ダラッとした部屋着姿だった。裁判の時は不動産業界で仕事しているみたいな感じだったが、1/7急襲では平日の午後2時に家でダラダラしている暇人のように見えた。
(こいつ仕事してるのか？ 40を越えても家で親のすねかじりか？ それとも「室内ビジネスマン」か？)
- 5：色白で黒い山羊ヒゲの宮井は、強制執行に3人でやって来た事に驚きつつも、そこは「息を吐くようにウソをつく」ザイトク活動家。開口一番、「1月10日に送金する予定でした」とか、「控訴したので取り立てはないと思っていた」とかをスラスラとしゃべる。
- 6：しかし戸田は12月の24・25支払い請求文書で「12/27(金)までに、全額現金書留で送金せよ」、「期限内に送金がない場合は最後の1円まで苛烈に、何度でも取り立てを行なう！」と通告しているのだから、「控訴したので取り立てはないと思っていた」は全くのウソだし、「1月10日に送金する予定でした」というのも、このすぐ後に「1月末までには必ず送金します」と変化するのだから、これもウソだった！
■「とっさに真顔でシラッとウソをつく」才能だけは豊富なようだ。
- 7：執行官と民間立会人の2人だけが宮井の個室に立ち入って、中を見る事になった。10分くらいして執行官らが出てきた。
予測通り、「室内に差し押さえすべきモノは何もないので、差押え不能」という結論だった。
パソコンはあっただろうが、今は個人データを尊重してパソコンの差押えはダメだし、プリンターがあっても金銭価値無しと見なされるようだ。テレビがあっても、テレビは「生活必需品」扱いになるとのこと。
- 8：戸田としては、「それなら(預金調査や車調査などの)次の段階だ！」と意気込んだのだが、宮井が「1月末までに全額書留で送金します」と執行官に申し立てたため、執行官としてはそれを了承して解決する道を選んだ。(差押え物が無く、本人が支払うと約束する以上、やむを得ない)
- 9：ただし、支払い金額には12/24段階の合計7万7438円に加えて、12/25以降の利息(1日あたり8.94円：小数点3位以下切り捨て)と今回執行官らが出張って来た事の費用6944円が加算される。これを執行官が説明し、戸田から数字メモも渡して宮井に確認させた。
(※1/7時点では8万4507円になる)
宮井の父親は、宮井を玄関に呼んだ後は一度も顔を出さず、特段宮井を叱る様子も慌てる様子も無かった。(その後どうなったかは知らないが)
- 10：とりあえず現段階では、「戸田の大勝利、ザイトク宮井将の大敗北」を大々的に宣伝しておくものである。
- 11：◆そうそう、この後、宮井賠償請求控訴審の「控訴趣意書」を作っているかねばならない。「50日以内」の締め切り日が1/25(土)になるので、1/24(金)に大阪高裁に提出する予定である。
なんとこの1/24は、「戸田の生誕58周年記念日」ではないか！
58才誕生日がザイトク宮井への控訴趣意書提出日とは、目出度いよう

【12/25支払い請求書】

【眼鏡窃盗破棄に関する賠償金の支払い
要求書】 2013年12月25日
(水)
(配達証明速達郵便で郵送)

宮井将 殿
(京都市東山区今熊野剣宮町4-1▲)
請求者：門真市議 戸田ひさよし

請求金額：7万7438円
(12/24分までの金利を合計して)
内訳：眼鏡代金=65300円
本年12/24までの金利=12138円 ※

- 1：この7万7438円を12/27(金)までに、全額、現金書留で、当方に送金せよ
- 2：分割、減免、支払い延期はいっさい認めない。
- 3：期限内に送金がない場合は、適法の範囲内で、最後の1円まで苛烈に、何度でも取り立てを行なう！

貴殿は、さる11月29日に大阪地裁民事第24部で、当方の眼鏡窃盗破棄の件で、
主文：

- 1 被告は原告に対し、金6万5300円及びこれに対する平成22年4月7日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる

との賠償命令判決を受けたにも拘わらず、本日に至るまで当方に全く連絡を寄せず、支払いする意志のかけらも示していない。

その態度は、司法の判決をないがしろにし、被害者原告たる当方の感情を傷つけるものであり、不誠実極まりない。

よって、上記の金額を上記の方法と姿勢で支払い請求するものである。

なお、当方はさらに慰謝料50万円および訴訟費用の貴殿全額負担を求めて12月6日に控訴しており、大阪高裁での控訴審でも貴殿に対して厳しい処断を求めていく。以上。

※2011年・2012年・2013年の各4/6までの3年分=3265×3=9795円

2013年4/7~12/24までの262日分=3265×262/365=2343円

(小数点未満切り捨て)

・1年あたりの金利：65300×0.05=3265円

・1日あたりの金利(非うるう年)：3265×1/365=8.94円

(小数点3位以下切り捨て)

・送金日が12/24から1日遅れる事に1日